$\int$	<b>2</b> 32 1 8 3 4	願いします。	秋元 忠史 弁護士	広報広聴係☎32-1834
Ē	問合せ企画調整係	者のご協力をいただき参加をお	◆3月17日火(歌志内市·上砂川町)	申込み・問合せ
J	° ليد ل ۱	返礼品をご提案いただける事業	丸山 健 弁護士	受付 3月2日用~6日金
뉬	④商品情報の開示が可能である	事業者説明会を開催しますので、	◆3月10日火(赤平市)	りますのでご了承願います。
	とする。)	受け選定したいと考えており、	村田 雅彦 弁護士	※懇談時間は1人30分としてお
ŧ	供給可能なものは取扱い可	特産品は事業者からの提案を	◆3月3日火(歌志内市·上砂川町)	(変更になる場合があります。)
1	だし、期間限定・数量限定で	ております。	日時	<b>日 時</b> 3月23日3月23日18時~
	安定供給が見込めること。(た	販路拡大等につながればと考え	お気軽にご相談ください。	されている方。
Þ	③品質及び数量の面において、	PRして特産品等の振興を図り、	ので、何とかしたい…などなど	方、または市内の企業に勤務
杤	用しているもの。	この機会に赤平産品を全国に	・隣と敷地のことでもめている	対象者 市内に居住されている
ĮĘ	いるもの、市内の原材料を使	こととなりました。	・借金を何とかしたい…	緒に考えてみませんか。
j,	②市内で生産・製造・加工されて	産品等を返礼品として送付する	無料法律相談会を開催します。	感じていることなど、市長と一
於	あること。	に、赤平市の魅力ある様々な特	無料法律相談会	日ごろ、まちづくりについて
F	つながる要素をもつ商品等で	を拡充して寄附金の増額ととも		います。
沂	のであり、地域産業の振興に	レ応援寄附金(ふるさと納税)」	<b>a</b> 32- 1 8 3 4	「こんばんは市長室」を開設して
	①赤平市の魅力を伝えられるも	現行の「赤平市ふるさとガンバ	問合せ市民相談係	長とお話したい方などのために
	募集する記念品	赤平市では、平成27年度より	川﨑 和男 氏・堀口 妥 氏	で話すことが苦手な方、直接、市
	に留意いただけること。		行政相談委員	昼間働いている方や大勢の中
	❹個人情報を取扱う場合、十分	汉及厚美皆豪県兑月が見崖	(総合体育館横)	こんばんは市長室
	ない方。		会場。市産業研修ホール2階	
	に掲げる暴力団の構成員等で	上砂川町役場☎62-2011	<b>日 時</b> 3月18日(水13時~16時)	行 可 2 サ public
	な行為の防止等に関する法律	歌志内市役所24-3211	お気軽にお越しください。	女シンイナ
す	❸代表者等が暴力団による不当	市民相談係 🕿 32 - 1 8 3 4	手紙での相談にもお応えします。	
く.	団体又は個人業者であること。	予約・問合せ	で秘密は厳守します。口頭、電話、	
τ0	所又は工場が市内にある企業、	(13時30分時から15時30分)	ビス等の業務です。相談は無料	
つ相	❷本社(本店)、支社(支店)、事業	▼上砂川町	登記、道路、河川、郵便、窓口サー	ちの月
談	いること。	▼赤平市・歌志内市(10時から12時)	(JRやNTT等)の業務、年金、	安で
の の	し、生産・製造・販売を行って	開催時間	業務は、国の行政機関、特殊法人	
相	●各種法令、規則、条例等を遵守	赤平会場 市コミセン別館	せんか。行政相談の対象となる	
認		木名瀬 広暁 弁護士	ついて苦情、要望、意見はありま	
沃米	付	◆3月31日火(赤平市)	毎日の暮らしの中で、行政に	
斗が	市 行 月 1	▲ ニリ2日(01) 5 17	定期行政相談	イートーア
; ]	日時 3月0日 火3寺 36 3 5 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	◆3月24日火(赤平市)		らたがら



0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く) 土曜 10:00~13:00

下水	①赤平市住生活基本計画
「非火公	計画の名称
上下	らのご意見を募集しています。
	素案こ対する市民の皆さんかまとめました
生	につ につ につ に に また <br< th=""></br<>
<b>B</b> 32	公営住宅等長寿命化計画に
問合せ	る赤平市住生活基本計画・赤平
に公	平成27年度からの10年間に係
の意	住宅等長寿命化計画への意見募集
意が	赤平市住生活基本計画・赤平市公営
する	契約管財係 <b>日</b> 3-2211
※お寄	受付・問合せ
紙を	※平成27年度中随時受付
公表	受付期間 3月2日(月)~
提出	確認書を添付
◆意見	ます)に納税証明書、納税状況
<b>8</b> フ	指定様式(契約管財係にあり
●持	提出書類
◆ 意 見	必要ありません。
法人	願いを提出している業者の方は、
内に	設工事・物品契約等の指名登録
市内	なお、平成27年度・28年度に建
◆ 意 見	とおり受付けます。
交流	参加希望をする業者の方を次の
平岸	品 (30万円未満の物品)の契約の
セン	円未満の工事等)または、少額物
市ホ	いて発注する少額工事等(50万
◆公表	赤平市では、平成27年度にお
2 月	参加受付を行います
◆ ② 赤 平 士	平成27年度
) 弐之一	

下水道管が道路に布設され、 排水設備を設置しましょう」	上下水道からのお知らせ	生 活 life	<b>a</b> 2-1844 <b>a</b> 2-0045	<b>百合せ</b> 建設課建築係	の考え方を、3月下旬をめど	すしる用	、個人が時間されよる個別の回答は行い	《お寄せいただいたご意見に対	紙をご使用ください。	公表場所に備え付けている用	提出様式は任意の様式または	▶意見の提出様式	③ファックス④Eメール	●持参(各公表場所)❷郵送	▼意見の提出方法	法人	内に事業所を有する個人及び	市内在住・在勤・在学の方、市	▶意見を提出できる方	交流センターみらい	平岸連絡所、市コミセン別館、	セン閲覧コーナー)、茂尻支所、	市ホームページ、市役所(コミ	℃表場所	2月13日金 3月15日(1)	▼意見募集期間	》赤平市公営住宅等長寿命化計画
-----------------------------	-------------	----------	------------------------------------	-------------------	---------------	------	--------------------	----------------	------------	---------------	---------------	----------	-------------	---------------	----------	----	---------------	----------------	------------	-----------	----------------	-----------------	----------------	------	--------------------	---------	-----------------

み取り便所を水洗トイレに改造汚水ますを設置すると共に、く	家のまわりに排水管を布設し、	■排水設備工事とは…	τ	ので、個人で設置し修繕・点検を	水を公共下水道へ流すためのも	洗面・水洗トイレなどからの汚	置し、ご家庭の台所・浴室・洗濯・	道内に排水管や汚水ます等を設	この「排水設備」は、宅地や私	備」からなっています。	地内に設置し管理する「排水設	行う「公共下水道」と、個人が敷	下水道は、市が建設し管理を	■排水設備とは…	します。	めに水洗化されますようお願い	または使用している方は、お早	水洗化していない建物を所有	りません。	水洗トイレに改造しなければな	を開始すべき日から3年以内に	くみ取り便所は、下水の処理	とになります。	水設備」を設置していただくこ	水を公共下水道に流すため、「排	台所や浴室・水洗トイレ等の汚	この区域内のご家庭などでは、	示されます。	な	地域を「処理区域」といい、	下水道を使用できるようになっ
------------------------------	----------------	------------	---	-----------------	----------------	----------------	------------------	----------------	----------------	-------------	----------------	-----------------	---------------	----------	------	----------------	----------------	---------------	-------	----------------	----------------	---------------	---------	----------------	-----------------	----------------	----------------	--------	---	---------------	----------------

<b>1</b> て 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
サービス(SNS)等を利用して オージャル・ネットワーキング・ ソーシャル・ネットワーキング・ リや書店における声掛けのほか、 すべ極めて多く信者を擁護し、街 「A - e P h (アレフ)」 主流派「A - e P h (アレフ)」
「地下鉄サリン事件から20年」 今から20年前の1995年 (平成7年)3月20日、オウム真 理教による「地下鉄サリン事件」 が発生しました。 あの悲惨な事件を繰り返さな いためにも、オウム真理教の現 いためにも、オウム真理教の現 にるの悲惨な事件を繰り返さな